第五次千葉県障害者計画　主要施策管理表

平成28年度

主要施策	1　入所施設から地域生活への移行の推進

総合計画等

◇ 障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホームの拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。
◇ 障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることを留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

基本施策

(1)グループホームの整備促進と質的向上
(2)日中活動の場の充実
(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実
(4)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用
(6)県立施設のあり方

数値目標の評価

（個）

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	12	3			1		8
28		3				1	8
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度	【取組結果】 (1)グループホームに対して整備補助を行い、量的拡充を図りました。利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者の運営相談支援を行いました (2)日中活動の場に整備補助を行いました。重度障害者の受け入れや利用者への就労支援を行った地域活動支援センターについて、市町村を経由した補助を行うことにより整備を促進しました。また、地域活動支援センターについて、特性等の把握のため、設置状況調査を行いました。 (3)重度訪問介護従業者養成研修や同行援護従業者養成研修など各種研修を実施しました。国庫負担基準については、平成27年度から重度障害者の割合が5%以上の自治体に対し、超過負担の軽減が図られたましたが、さらなる超過負担の解消のための支援策を講じることを国に要望しました。 (4)「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、研修の実践成果については実践報告会を開催しました。「袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業」を引き続き実施し、受入れを行う施設等を支援するとともに、グループホーム創設の際の補助対象条件の緩和を行いました。 (5)安全・安心な住まいの場を確保するため、施設の小規模化、個室化等について、助言を行いました。印旛圏域(印西市・栄町・酒々井町)の地域生活支援拠点の整備について補助等の支援を行いました。 (6)袖ヶ浦福祉センターについて、県による監査や外部有識者を招いた指定管理者モニタリング、パーソナルサポーターや相談支援アドバイザーの派遣により、引き続き充実したチェック体制を維持し支援環境等の確認を行いました。また、民間法人が指定管理者に参入しやすいように、平成29年2月定例県議会において、更生園と養育園を分割して管理運営するための条例改正を行いました。

平成28年度	【取組結果への対応】 （1）一層の地域移行を図るため、グループホームに対して整備補助を計画するとともに、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図ります。家賃補助や研修を実施します。 （2）引き続き、限られた社会資源を有効に活用するとともに、日中活動の場の整備補助、医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所など、量的・質的拡充に努めます。また、地域活動支援センターに係る補助を続けていくとともに、設置状況調査を踏まえた補助制度の検討を進めてまいります。 （3）今後も同様の研修を実施し、ホームヘルパー等の支援の質の向上に努め、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めます。国庫負担基準による超過負担解消のための支援策を講じるよう、引き続き国へ要望します。 （4）「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」については、施設関係者や市町村に働きかけ、研修修了者による研修内容の普及を図ります。また研修の対象に生活介護事業所の支援員も含めて実施します。 「袖ヶ浦福祉センター利用者受入等支援事業」を引き続き実施し、受入れを行う施設等を支援します。 （5）引き続き、施設の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化等を支援し、安全・安心な住まいの場を確保するよう努めていきます。 地域生活支援拠点等の整備についても、引き続き、地元市等からの要望を踏まえ、検討を行うとともに、支援に取り組みます。 （6）平成29年度も県の監査（抜き打ち含む）や見直し進捗管理委員会委員による個別支援計画の確認、指定管理者モニタリングにより支援の実態把握に努めます。また引き続きパーソナルサポーターその他外部の目を入れることで、権利擁護の仕組みの強化に努めます。更生園と養育園それぞれの第4期指定管理者（平成30年度から平成34年度まで）の募集を行い、外部有識者からの意見聴取等により、小規模ケアとガバナンスが徹底された法人を選定します。